

福岡県公報

令和6年10月29日
第543号

目次

告示（第674号－第684号）

○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	（農山漁村振興課）	1
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	（農山漁村振興課）	1
○生活保護法に基づく医療機関の指定	（保護・援護課）	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	（保護・援護課）	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	（保護・援護課）	2
○生活保護法に基づく施術者の指定	（保護・援護課）	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	（保護・援護課）	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名（名称）の変更	（保護・援護課）	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	4
○道路の区域の変更	（道路維持課）	4
○道路の供用の開始	（道路維持課）	5

公 告

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	（介護保険課）	5
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	（介護保険課）	5
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	5
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	6
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	6

海区漁業調整委員会

○アコヤガイの保護	（漁業管理課）	6
-----------	---------	---

再 掲

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出事項の訂正
（行財政支援課）…………… 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出事項の訂正
（行財政支援課）…………… 7

告 示

福岡県告示第674号

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等（令和6年10月福岡県告示第624号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する苅田町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
苅田町
蛭谷 孫太郎
- 2 通知の要旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年10月福岡県告示第624号によること。

福岡県告示第675号

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等（令和6年10月福岡県告示第625号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属するみやこ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 揭示場所及び所在が不分明な者の氏名
- みやこ町
- 山本 末吉
- 2 通知の要旨
- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年10月福岡県告示第625号によること。

福岡県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生423	新宮メンタルクリニック	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目10番5号	R6・10・1
像生168	第2秋山内科クリニック	宗像市田久二丁目3番1号	R6・10・1
南筑後生 歯13	久英会クリニック	八女郡広川町大字新代1389番地128	R6・4・1
宰生薬59	はーぶ薬局太宰府駅前店	太宰府市宰府一丁目4-24	R6・9・1
大野生薬 100	ペリカン薬局乙金店	大野城市乙金東四丁目11-2	R6・9・1
粕生訪31	C a l m訪問看護ステーション	糟屋郡志免町田富四丁目6-1-101	R6・8・1
大野生訪 22	訪問看護ステーションととの い大野城	大野城市山田一丁目9-20 ファ ミリーコート山田C棟	R6・10・1

小生訪10	訪問看護ステーションL u N a	小郡市祇園一丁目8-8 第二延 ビル3階	R6・9・1
み生訪7	訪問看護ステーション 優木	みやま市瀬高町高柳1017番地13- 1F	R6・9・1
大生訪33	緩和ケア訪問看護ステーション むらお	大牟田市大字岬2905-2	R6・9・1
田川生訪 39	訪問看護ステーション いい とこ	田川郡川崎町大字川崎1061-2 岩口ビル1F	R6・10・1

福岡県告示第677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像生66	医療法人恵和中央クリニック	宗像市日の里八丁目3-2	R6・9・4
直生151	駅前通り眼科	直方市大字山部244-15	R6・8・31
宰生薬50	ハートフル薬局太宰府駅前店	太宰府市宰府一丁目4-24	R6・8・31
大野生薬 93	ファミリーガーデンすずらん 薬局	大野城市乙金東四丁目11-2	R6・8・31
柳生訪8	訪問看護ステーション c u o r e	柳川市三橋町蒲船津371-5	R6・8・1
田川生訪 25	ギズナ訪問看護ステーション	田川郡添田町大字添田1242-14	R2・7・31

福岡県告示第678号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成

6 年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の 3 (法第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

令和 6 年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
像生64	医療法人林外科医院	林外科・内科クリニック	宗像市田久四丁目15-12	R 6 ・ 8 ・ 1
う生14	医療法人境泌尿器科皮膚科医院	境泌尿器科医院	うきは市吉井町609-2	R 6 ・ 9 ・ 3

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地生67	医療法人業太会 福田眼科二丈クリニック	糸島市二丈深江1064-1	糸島市二丈深江七丁目27番 1 号	R 5 ・ 11 ・ 3

福岡県告示第679号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の 3 (法第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

令和 6 年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ54	砥上晃 (保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部)	大牟田市大字倉永115-1	R 6 ・ 8 ・ 1
春生マ23	伏貫 将光 (フレアス在宅マッサージ春日施術所)	春日市春日原東町二丁目44-3 アネックス春日原201	R 6 ・ 9 ・ 17
筑紫生柔95	柴田 直 (すなお・二日市整骨院)	筑紫野市二日市中央二丁目6-20 サンハイツ二日市 1 F	R 6 ・ 10 ・ 1
春生柔72	撰田 優人 (けんこう整骨院春日)	春日市白水ヶ丘四丁目 1	R 6 ・ 10 ・ 1
大野生柔76	後藤 蓮 (緑整骨院 大野城錦町院)	大野城市錦町三丁目1-2 アルティザ春日原駅前クロス A	R 6 ・ 9 ・ 24
大野生柔77	峯 裕馬 (緑整骨院 大野城錦町院)	大野城市錦町三丁目1-2 アルティザ春日原駅前クロス A	R 6 ・ 9 ・ 24
飯生はき49	高濱 未紗 (夢生鍼灸院 飯塚)	飯塚市鯉田575-7	R 6 ・ 9 ・ 9
飯生はき50	飯田 奈津美 (夢生鍼灸院 飯塚)	飯塚市鯉田575-7	R 6 ・ 9 ・ 9
飯生はき51	米今 瑳紀 (夢生鍼灸院 飯塚)	飯塚市鯉田575-7	R 6 ・ 9 ・ 9
春生はき18	伏貫 将光 (フレアス在宅マッサージ春日施術所)	春日市春日原東町二丁目44-3 アネックス春日原201	R 6 ・ 9 ・ 17
春生はき19	木村 千咲 (SMILE CARE 鍼灸院)	春日市上白水八丁目2-303号	R 6 ・ 10 ・ 1
粕生はき51	山下 隼輝 (MA S A 鍼灸整骨院)	糟屋郡新宮町下府五丁目7-22-202	R 6 ・ 9 ・ 22
粕生はき52	淀原 由菜 (MA S A 鍼灸整骨院)	糟屋郡新宮町下府五丁目7-22-202	R 6 ・ 9 ・ 22
粕生はき53	今長谷 奏夢 (夢生鍼灸院 久山)	糟屋郡久山町大字久原2493-7	R 6 ・ 9 ・ 1
粕生はき54	米今 瑳紀 (夢生鍼灸院 久山)	糟屋郡久山町大字久原2493-7	R 6 ・ 9 ・ 1
粕生はき55	高濱 未紗 (夢生鍼灸院 久山)	糟屋郡久山町大字久原2493-7	R 6 ・ 9 ・ 1
粕生はき56	飯田 奈津美 (夢生鍼灸院 久山)	糟屋郡久山町大字久原2493-7	R 6 ・ 9 ・ 1

福岡県告示第680号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号。以下「法」という。）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施 術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の 3（法第14条第 4 項においてそ の例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 6 年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大野生柔 69	藤川 良太（NAOSEL大 野城整骨院）	大野城市白木原一丁目7－5 J ークリスタルビル2階	R 5 ・ 9 ・ 1
大野生柔 74	新川 夕佳（NAOSEL大 野城整骨院）	大野城市白木原一丁目7－5 J ークリスタルビル2階	R 5 ・ 9 ・ 1
宗達生柔 52	松本 将弘（堺整骨院 水巻 院）	遠賀郡水巻町樋口3－7	R 6 ・ 9 ・ 1

福岡県告示第681号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号。以下「法」という。）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施 術者から氏名（名称）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の 3（法第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示す る。

令和 6 年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
八女生柔 36	上川 大輔（八女スポーツ整骨 院） 八女市本村973－1	上川 大輔（八女鍼灸整骨院） 八女市本村973－1	R 6 ・ 7 ・ 1

福岡県告示第682号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森 林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 6 年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
遠賀郡岡垣町大字手野字藪口1232、1235の 1、1235の 2、1837（次の図に示す部分 に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字藪口1837、1232・1235の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和 6 年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	飯 江 線 長 田	前	みやま市山川町尾野1456番1先から みやま市山川町尾野1929番1先まで	13.1 ～ 41.5	619.0
			後	みやま市山川町尾野1456番1先から みやま市山川町尾野1929番1先まで	13.1 ～ 40.5	619.0

福岡県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年10月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	飯 江 線 長 田	みやま市山川町尾野1456番1先から みやま市山川町尾野1929番1先まで

公 告

公告

福岡県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和6年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和6年10月29日から令和6年11月28日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部介護保険課に備え置きます。

公告

福岡県老人福祉法施行細則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和6年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和6年10月29日から令和6年11月28日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部介護保険課に備え置きます。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る契約の名称

大型輸送車購入契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和6年8月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州日野自動車株式会社

(2) 住所

福岡市東区みなと香椎三丁目7番2号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

33,880,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年7月19日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

三井郡大刀洗町大字甲条字北又一1654番1、1654番6、1656番1、1656番2及び1656番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市善導寺町飯田829番地1

マルゼングループ協同組合

代表理事 古賀 大輔

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市白木原五丁目14番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中間市大字上底井野437番地1

トヨタカローラ博多ホールディングス株式会社

代表取締役 久恒 兼孝

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第211号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区におけるアコヤガイ（*Pinctada fucata*）の保護のため、次のとおり指示する。

令和6年10月29日

筑前海区漁業調整委員会会長 富 重 信 一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 移殖等の制限

(1) 外国及び筑前海区以外の海域からアコヤガイ属（交雑種を含む）の貝を移殖してはならない。

(2) 外国及び筑前海区以外の海域から持ち込んだアコヤガイ属（交雑種を含む）の貝を用いて飼育試験等を行ってはならない。

3 採捕の制限

共同漁業権漁場内において、アコヤガイを採捕してはならない。但し、当委員会が認めた試験研究機関が試験研究のために採捕する場合、若しくは筑前海区において区画漁業権に基づき真珠養殖及び真珠母貝養殖を営む者が当該漁業を営むために採捕する場合は、この限りでない。

4 指示の有効期間

令和6年12月1日から令和9年11月30日まで

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条

例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区選挙長告示第4号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区において、令和6年10月15日に候補者の届出があった次の者に係る同日付告示第3号について、次のとおり訂正する。

令和6年10月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区選挙長 藤井克己

届出 順位	(社会民主党) 候補者氏名	訂正が 生じた事項	正	誤
3	村田しゅんいち	一のウェブ サイト等の アドレス (候補者届 出政党)	https://sdp.or.jp	https://www.sdp.or.jp
		一のウェブ サイト等の アドレス (候補者)	https://www.sdp-fukuoka.jp	https://www.sdp-fukuoka.jp

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区選挙長告示第5号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区において、令和6年10月15日に候補者の届出があった次の者に係る同日付告示第3号について、次のとおり訂正する。

令和6年10月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区選挙長 田中秀子

届出 順位	(日本共産党) 候補者氏名	訂正が 生じた事項	正	誤
4	山口 ゆうと	一のウェブ サイト等の アドレス	https://www.fjcp.jp/elections/sousenkyo/kouho-ichiran/yamaguchi-yuto/	https://www.fjcp.jp/elections/sousenkyo/kouho-ichiran/yamaguchi_yuto/